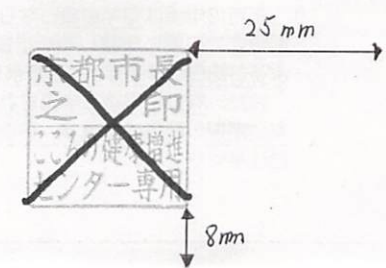
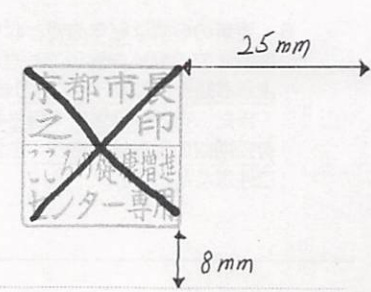


京都府立

マイクロミソ目Ⅳ



注 意 事 項

- 1 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院）の支給を受ける場合には、この証を受診前に必ず各指定医療機関の窓口（薬局等を含む。）で提示してください。
- 2 この証に記載された指定医療機関でのみ有効です。
- 3 自己負担上限額が記載されている場合は、自己負担上限額管理票を各指定医療機関の窓口（薬局等を含む。）に提出してください。
また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで特定の所得区分に該当する場合、同手帳の有効期間において本市独自の軽減措置により自己負担上限額が減免されます。この場合、証には軽減後の額が記載されています。
- 4 この証に記載された指定医療機関等を変更しようとするとき、受診者の住所、氏名、加入医療保険又は市民税額（新年度になったことでの変更を除く。）が変わったときは、受診者の居住地を管轄する区役所・支所障害保健福祉課を経由して、市長に届け出て、新たな受給者証の交付を受けてください。
- 5 この証の有効期間中に治療を受ける必要がなくなったとき、又は有効期間が終了したときは、速やかに管轄の区役所・支所障害保健福祉課へ、この証を返却してください。
- 6 更新の申請は**毎年必要**となり、有効期限の3箇月前から有効期限までの間に申請してください。**有効期限が近づいたことによるお知らせ等はありません**のでご注意ください。
また、**有効期限後に申請された場合は、新規申請扱いとなり、有効期限の延長はできず、診断書も改めて必要**となりますのでご注意ください。

自立支援医療受給者証

京 都 市

注 意 事 項

- 1 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院）の支給を受ける場合には、この証を受診前に必ず各指定医療機関の窓口（薬局等を含む。）で提示してください。
- 2 この証に記載された指定医療機関でのみ有効です。
- 3 自己負担上限額が記載されている場合は、自己負担上限額管理票を各指定医療機関の窓口（薬局等を含む。）に提出してください。
また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで特定の所得区分に該当する場合、同手帳の有効期間において本市独自の軽減措置により自己負担上限額が減免されます。この場合、証には軽減後の額が記載されています。
- 4 この証に記載された指定医療機関等を変更しようとするとき、受診者の住所、氏名、加入医療保険又は市民税額（新年度になったことでの変更を除く。）が変わったときは、受診者の居住地を管轄する区役所・支所障害保健福祉課を経由して、市長に届け出て、新たな受給者証の交付を受けてください。
- 5 この証の有効期間中に治療を受ける必要がなくなったとき、又は有効期間が終了したときは、速やかに管轄の区役所・支所障害保健福祉課へ、この証を返却してください。
- 6 更新の申請は**毎年必要**となり、有効期限の3箇月前から有効期限までの間に申請してください。**有効期限が近づいたことによるお知らせ等はありません**のでご注意ください。
また、**有効期限後に申請された場合は、新規申請扱いとなり、有効期限の延長はできず、診断書も改めて必要**となりますのでご注意ください。

自立支援医療受給者証

京 都 市